

4. 入院時食事療養について

・当病院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届け出を行っており管理栄養士によって管理された食事を適時（朝食；8：00／昼食；12：00／夕食；18：00）、適温で提供しています。

・入院時食事療養費の標準負担額について（1食あたりの負担額）

- | | |
|---------------------------|-----------|
| ①一般の方 | ：510円 |
| ②住民税非課税の世帯に属する方（④を除く） | ：240円 |
| ③住民税非課税世帯の方で入院日数が90日を超えてい | ：190円（注1） |
| ④②のうち、所得が一定水準に満たない方 | ：110円 |

＊注1 役所にて手続きが必要となります。詳しくは入院事務担当者にお尋ねください。

5. 明細書の発行状況に関する事項

当病院は、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しています。

＊明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものです。

自己負担のある方で明細書の発行を希望されない患者様は会計窓口にご旨お申し出ください。

6. 保険外併用療養費に関する事項

当病院は、健康保険法の規定により180日を超える入院（他院も含む）の場合、入院基本料の1部（15％）を自己負担していただくことになっております。

＊1日につき2,398円（税込み）